

第3章 水産業・漁村のめざす姿

将来にわたり、水産物を供給し、地域を支える水産業を実現するためには、漁業が継続的に行われること、そのために一定の所得が確保され、資源管理が行われること、多様な担い手がいること、それらを支える基盤が整備されること等が必要です。本県の水産業・漁村の抱えるさまざまな課題を解決するため、水産業・漁村のめざす姿を県民の皆さん、漁協等水産関係団体等と共有し、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進め、水産王国みえの復活を目指します。

めざす姿

県内産の魚介類などを安定的に供給できる水産業・漁村が実現され、県民の皆さんは豊かな水産物等をとおして水産県であることのすばらしさを実感しています。

水産業・漁村の10年後の姿

■漁業者に一定以上の所得が確保される水産業の実現

漁業者および漁協等は、漁獲または養殖による水産物の生産にとどまらず、漁業者自らによる、海外を含む営業および販路開拓、6次産業化*や他産業との連携、生産・販売の最適化および費用の最小化、ニーズに適した水産物の供給などに取り組むことにより、高い付加価値を生み出し、一定以上の所得を確保しています。

■さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に確実に継承できる魅力ある水産業・漁村の確立

漁業就業を希望する人の技術・知識の習得や漁村への定着を支援する仕組みが確立され、意欲ある若者の漁業就業が増加しています。また、中核的な漁業者は、経営力を高め、地域の漁業を牽引しています。ベテラン漁業者からは、漁業技術だけでなく、地域資源としての漁村文化などが継承され、魅力ある水産業・漁村が確立されています。

また、漁協が中核的な役割を担いながら、地域活性化にむけた取組が展開されています。

■資源管理および環境の保全・再生を進め、豊かな水産物を持続的に供給できる水産業・漁村の展開

水産物を持続的・安定的に供給することが可能となるよう、漁業者を主体とする資源管理を推進し、資源管理が効果的となるような環境を整備するため、漁業者、漁協、地域住民などが連携して、水産業・漁村が持つ多面的機能の維持・増

進および沿岸海域での藻場・干潟の再生整備に取り組むとともに、水面の秩序ある総合的高度利用および栽培漁業を推進します。これらにより、環境保全への取組と資源の維持・増大への取組が好循環を生み、水産物の持続的な利用と供給を行う水産業・漁村が実現します。

■ 漁港施設や市場・共同加工施設などの整備による、安全で生産性の高い水産業と、安心して快適な漁村の構築

拠点漁港を核として、それぞれの漁港がその役割を果たせるよう、耐震岸壁や防波堤、浮き桟橋などを整備・保全することで、災害に強い、安全で生産性の高い水産業が実現されています。

衛生管理型市場や共同加工施設などを整備することで、効率的な水産業が実現され、高度な衛生管理のもと魚介類が提供されています。

また、漁港海岸、漁業集落排水施設*などを整備することで、地震津波対策や生活環境整備が進み、安心して快適な漁村が構築されています。

第4章 今後の展開

1 施策の展開

めざす姿の実現に向けて、以下の四つの施策とこれを推進するための目標項目を定めて取り組んでいきます。

【四つの施策】

- 1-1 高い付加価値を生み出す水産業の確立
- 1-2 水産業の担い手の確保・育成
- 1-3 資源管理・漁場環境保全等の推進
- 1-4 水産基盤の整備・保全

これらの施策を展開することで、漁村の人口や漁業者の減少が避けられない中においても、漁業者1人あたり生産額が増加し、漁業所得の増大が図られ、担い手の確保にも繋がります。その結果、漁業生産が持続的に維持されるとともに、活力ある漁村が実現されます。そこで、県民の皆さんにとっての四つの施策の効果を示す指標として、「漁業者1人あたり漁業生産額」を目標項目に設定します。

目 標

目標項目	漁業者1人あたり漁業生産額	
	平成27(2015)年度 【現状】	平成31(2019)年度 【目標】
数値目標	593万円	667万円

目標項目の説明：漁業者1人あたりの海面漁業（養殖業を含む）生産額

1-1 高い付加価値を生み出す水産業の確立

基本的な考え方

めざす姿の実現に向けて、第一に県産水産物の高付加価値化を進め、漁業所得の向上と経営の安定に繋げていく必要があります。

そのための取組として、伊勢志摩サミット開催により向上する知名度を活用し、6次産業化*や他産業との連携推進、輸出の促進、流通の効率化と消費拡大、安全・安心な水産物の供給、競争力ある養殖業の確立などに取り組めます。また、活力ある地域の実現に向け、「地域水産業・漁村振興計画*」や「浜の活力再生プラン*」などの策定・実践に取り組む漁業者等を支援します。

4年間の取組内容

(1) 6次産業化*や他産業との連携の推進

- ①未利用資源や漁村の景観・風景、伝統文化等様々な地域資源を活用して漁村の活性化を図ります。
- ②生産・加工・流通・販売の一体化、連携などによる6次産業化*の取組を促進します。
- ③対象資源の増殖や漁獲物の高付加価値化など、多方面から海女漁業の振興に取り組むとともに、文化、生活、観光などで魅力ある漁業となるよう、漁業と観光など他産業との連携を推進していきます。
- ④水産以外の他分野と連携し、海藻の機能性成分などに着目した水産物の利用、消費拡大を進めます。
- ⑤漁業者と地域の水産加工業者等との連携による地域活性化の取組を促進します。

(2) 輸出の促進

- ①事業者に対するセミナー開催や国内外バイヤーの招へい等の商談機会確保を行うとともに、伊勢志摩サミット開催により向上する知名度を活用し、水産物の恒常的な輸出の実現につなげます。
- ②EUや米国向け輸出に意欲的な事業者向けに、輸出要件となるHACCP*認証に係る各種情報提供や取得支援を行います。
- ③物流事業者と連携し、効率的な輸送方法を確保することにより、物流の効率化、コストの低減化を図ります。

(3) 流通の効率化と消費拡大

- ①県産水産物の魅力について、漁業者や加工業者、漁協、漁連等と連携した情報発信により県産水産物の消費拡大を図ります。
- ②県産水産物の出荷される市場や変化する消費者ニーズに順応できるよう、市場の衛生管理の取組推進や加工・販売等の供給体制の構築を促進します。
- ③県が認定する三重県魚食リーダー*と連携して、時短・簡便な魚調理方法の紹介や魚食の魅力発信により、家庭における魚食を促進します。
- ④環境や資源に配慮して漁獲、養殖された商品であることを示すMSC（海洋管理協議会）認証*、ASC（水産養殖管理協議会）認証*、イスラム圏からの来訪者やイスラム圏への輸出に対応するためのハラール認証*などについて、生産者の認証取得を促進します。
- ⑤需要に応じた養殖水産物づくりを推進していきます。
- ⑥産地市場の統合等による効率的な出荷体制の整備を促進します。

(4) 安全・安心な水産物の供給

- ① 養殖業における、生産履歴情報の保管と開示を促進します。
- ② 養殖魚の魚病診断、投薬・予防に係る指導を実施するとともに、疾病の防止、被害の軽減につながる技術開発、普及を進めます。
- ③ ヒラメクドア症*等新たな食中毒への対策や貝毒検査を実施し、県産水産物の安全性確保に努めます。
- ④ カキ生産者等による三重県産カキの安全・安心確保の取組を促進します。

(5) 競争力ある養殖業の確立

- ① 協業化などによる規模拡大や養殖作業工程、資材購入の共同化などによるコスト削減、効率化を促進することにより、競争力ある経営体を育成します。
- ② 養殖業の生産性の向上に加え、生産コスト低減や経営リスク軽減に関する研究および普及を進めます。
- ③ 定期的な漁場環境調査と漁業者等と連携した情報ネットワークを利用し、赤潮や貧酸素情報の迅速な発信に努めるとともに、赤潮被害の防止、軽減に係る調査研究を進めます。
- ④ 消費者のニーズや市場動向の把握に努め、需要に応じた計画生産を促進することで、付加価値の高い養殖水産物の生産につなげます。
- ⑤ 真珠養殖の生産性向上のため、高品質真珠の生産が期待できる母貝*やピース貝*の種苗生産や効率的な真珠養殖技術の開発・普及を進めるとともに、生産者と連携し、三重県産真珠の魅力の発信に努めます。
- ⑥ 津波や台風による養殖施設の減災対策の取組を支援します。

(6) 活力ある地域とするための実践・実行

- ① 「地域水産業・漁村振興計画*」、「浜の活力再生プラン*」に加え、複数の地域が連携し、取り組む「浜の機能再編広域プラン（広域浜プラン）*」の策定と実践を支援します。
- ② 農山漁村の豊かな資源を活用した都市との交流等を通じて漁家等の所得向上を図る取組を推進するとともに、さまざまな広報媒体を活用し、農山漁村の魅力発信に取り組みます。また、農山漁村観光をプロデュースする人材の育成や農林水産業就業体験の受入体制作りを支援します。
- ③ 三重県の海・川、食文化などの魅力や伊勢志摩サミット開催で培った地域の総合力と開催地の知名度を生かしながら、地域活性化の取組を促進します。また、これらの取組が伊勢志摩サミットのレガシー（遺産）として引き継いでいくことが可能となるよう、取組を支援します。

目 標

目標項目	県産水産物の海外販路拡大件数（累計）	
	平成 27(2015)年度 【現状】	平成 31(2019)年度 【目標】
数値目標	0 件	1 2 件
目標項目の説明：三重県農林水産・食品輸出促進協議会水産部会員の B to B 輸出成立件数		

1-2 水産業の担い手の確保・育成

基本的な考え方

漁業者の減少が著しい中、水産業・漁村の存続・発展には担い手の確保が不可欠です。また、安定した漁業経営が可能となるよう、漁業者の経営力向上も必要です。

加えて、漁協は漁獲物の販売や漁業用資材等の供給などで漁業者を支え、地域活性化の取組においても中核的役割が期待されることから、漁協の組織体制および経営基盤の強化が必要です。

そのため、多様な担い手の確保・育成に向けた新規就業者の支援や水福連携*の推進、漁村における女性の活躍促進、漁業者の経営力向上に向けた協業化や新技術の導入の促進、県1漁協の実現に向けた取組の促進を行います。

4年間の取組内容

(1) 多様な担い手の確保・育成

- ① 就業希望者が、円滑に漁業に就業し漁村で生活できるよう、漁業活動に必要な知識、技術の習得や住居斡旋などの生活支援をワンストップで実施する体制作りを進めます。
- ② 新規就業者の定着を支援するため、漁業への就業直後の収入の安定や自立時の初期投資費用の負担軽減を図ります。
- ③ 漁業就業体験や情報発信により、県外からの漁業就業を通じた移住や県内の高校生や大学生の漁業就業を促進します。
- ④ 担い手の確保と障がい者の就労の場の創出のため、水福連携*の取組を進めます。
- ⑤ 漁村における女性の活躍の場の創出に加え、男女がともに活躍できる環境づくりを進めます。また、漁業や水産物の加工、流通などに携わる女性のネットワーク化を通じて、女性の活動を促進します。
- ⑥ 漁業者が流通業者や水産加工業者と連携する取組を支援し、周辺産業も含めた、漁村の担い手確保・育成を促進します。

(2) 漁業者の経営力向上

- ① 複合経営、協業化、作業の効率化等により、収入の増加や経費の削減を進め、所得の向上や雇用の創出を図ります。
- ② 漁業者の取り組む先進的な技術の導入等を、水産業普及指導員が支援します。
- ③ 漁業経営の安定を支える漁業共済やセーフティネット*への加入を促進します。
- ④ 漁業経営に関する情報収集や経営に関する研究を行い、漁業者の経営改善に役立てます。
- ⑤ 漁業権および漁業許可のあり方を検討し、漁場や水産資源の有効活用を図ります。

(3) 漁協の組織体制および経営基盤の強化

- ① 県1漁協の実現を見据えてさらなる漁協合併を促進します。
- ② 市場等の統廃合などによる漁協事業の効率化を促進します。
- ③ 加工事業、直販事業やレストラン運営などの新たな取組の展開により、漁協の経営基盤の強化を図ります。
- ④ 漁協の適正な人員配置や人材育成などにより、漁協が漁村の中核としての役割を果たせるよう組織体制づくりを促進します。
- ⑤ 漁協のコンプライアンス向上に向け指導を行います。

目 標

目標項目	新規漁業就業者数（45歳未満）	
	平成27(2015)年度 【現状】	平成31(2019)年度 【目標】
数値目標	30人	42人

目標項目の説明：45歳未満の新規漁業就業者数

1-3 資源管理・漁場環境保全等の推進

基本的な考え方

漁業者による資源管理体制の構築を進め、持続的な生産が可能な水産業の確立に取り組むとともに、水産生物を育む干潟・藻場の再生・保全などに取り組み、自然と共生する水産業の実現をめざします。

そのための取組として、水産資源の維持・増大を目的とした資源管理の徹底や積極的な資源の増大を図る栽培漁業の推進、海面利用の調整と違反操業の防止に取り組みます。また、アサリなど多様な生物が生息する干潟・浅場や生物の産卵場、成育場として重要な藻場の再生・保全等を推進します。

4年間の取組内容

(1) 水産資源の維持・増大

- ① 漁業者を中心とした資源管理に資するよう、TAC対象魚種の管理や三重県沿岸で漁獲される水産資源の評価を行います。
- ② 漁業者の自主的な資源管理措置が講じられるよう、資源管理による一時的な減収等に対応する漁業経営安定対策の活用を促進します。
- ③ 効率的な操業が可能となり、資源管理につなげるため、操業の共同化や操業ルールを統一を推進します。
- ④ 栽培漁業基本計画に沿って、効果的、効率的な栽培漁業を推進します。
- ⑤ トラフグなど広域種の栽培漁業については、関係県と連携して放流を推進します。
- ⑥ イセエビなど種苗量産技術が未確立となっている魚種について、量産化に必要な研究を進めます。

(2) 海面利用の調整と違反操業の防止

- ① 漁業者と遊漁者等による協議や遊漁者等へのルール等の周知を推進し、海面利用に関する漁業と遊漁等との調整を図ります。
- ② 県ホームページ等広報媒体の活用を推進し、遊漁者等による魚介類の採捕と保護に関するルール等の周知を推進します。
- ③ 沿岸漁業とまき網漁業の調整に資するため、関係者等とともに協議の機会を設けるなど、相互理解および共存共栄を推進します。
- ④ 本県漁業者と隣県漁業者との操業の調整に資するため、「漁業に関する協定」等に基づく、漁業者間による協議結果の遵守徹底を指導し、漁業者間のトラブル等の防止を推進します。
- ⑤ 漁協、海上保安部、警察、市町などの関係機関とも連携し、地域全体の取組として監視・取締りを強化し、密漁の根絶を図ります。
- ⑥ 三重県漁業調整規則で規定されている採捕禁止期間や体長などの制限、漁業許可の内容となっている操業期間や地区毎で資源を守るために定めたルールなどの資源管理措置の遵守を徹底します。
- ⑦ 操業中の事故防止に向け、ライフジャケットの着用推進やAIS（自動船舶識別装置）*の設置促進などに取り組みます。

(3) 内水面漁業・養殖業の振興

- ①内水面資源の維持・増大に資するため、稚アユ放流やカワウ等の食害防止対策を支援します。また、内水面における漁場環境の保全に資するため、漁協等の取組を促進します。
- ②アユ冷水病*やコイヘルペスウイルス病*等の蔓延防止に資するため、罹病した魚の移動制限等の措置を速やかに実施します。
- ③資源管理に参加するウナギ養殖業者に対して、適正な池入れが行われるよう養殖指導等を行うとともに、飼料および燃油価格等の高騰に対応できるよう燃油高騰等対策等の活用を促進します。
- ④国際的にウナギの資源管理が求められる中、産卵親ウナギやシラスウナギの保護に努めます。
- ⑤シジミ資源の適正管理に資するため、地元漁業者等が行う漁場調査等に協力するなど、持続的な資源活用を推進します。

(4) 干潟・浅場・藻場の再生・保全の推進

- ①干潟・浅場を再生し、水質浄化やアサリなどの多様な生物の生息場としての機能回復を図ることで、漁場環境の改善と水産資源の回復を図ります。
- ②浅海域での多様な生物の産卵・育成場や海女の漁場となるアラメ等の藻場を造成し、豊かな海と持続的な水産資源の維持・増大を図ります。
- ③長年の漁場利用により堆積物で漁場環境が悪化した英虞湾において、浚渫による環境改善を実施し、漁場の生産力を回復させることで養殖水産物の品質向上や生産量の増加を図ります。
- ④干潟・浅場・藻場の機能の維持回復を図るため、漁業者が中心となって行う保全活動を支援するとともに、地域住民を含めた関係者との連携を促進します。

目 標

目標項目	資源管理に参加する漁業者数の割合	
	平成 27(2015)年度 【現状】	平成 31(2019)年度 【目標】
数値目標	14%	30%
目標項目の説明：全漁業就業者数（海面養殖業を含む）に占める資源管理計画参加漁業者数の割合		

1-4 水産基盤の整備・保全

基本的な考え方

漁港施設や市場、共同加工施設などの整備により、安全で生産性の高い水産業と、安心して快適な漁村の構築を図ります。

具体的な取組として、南海トラフ地震などの大規模地震発生の緊迫度が高まっていることから、災害に強い安全で生産性の高い水産業を実現するため、防災や流通などで核となる拠点漁港と周辺の漁港がそれぞれの役割を果たせるよう、耐震岸壁や防波堤、浮き桟橋などの整備・保全や、共同加工施設などの整備を促進します。また、安心して快適な漁村の構築を図るため、漁港海岸保全施設や漁業集落排水施設*などの整備を促進します。

4年間の取組内容

(1) 災害に強い、持続的な生産を支える水産基盤の整備・保全

- ①耐震性を持った岸壁や防波堤、浮き桟橋などの整備を進めます。
- ②長寿命化計画に基づき、漁港施設を計画的に補修・改修し、機能を保全します。
- ③漁場の整備により、漁業の生産性向上を図ります。
- ④被災時の水産業の早期再開を図るために、BCP（事業継続計画）*の策定を推進します。

(2) 販売力強化と流通の効率化・高度化を支える基盤の整備

- ①コスト削減や、鮮度保持機能、衛生管理機能向上のための施設整備を支援します。
- ②産地市場の機能強化、統合に必要な施設整備を支援します。
- ③水産物の高付加価値化、6次産業化*、輸出促進などを支える施設整備を支援します。

(3) 安全で快適な漁村生活のための基盤の整備

- ①海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の耐震対策や漁村住民の避難対策などを進めます。
- ②漁業集落排水施設*や集落道路など生活環境施設の整備を進めます。

目 標

目標項目	耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数（累計）	
	平成 27 (2015) 年度 【現状】	平成 31 (2019) 年度 【目標】
数値目標	2 漁港	4 漁港
目標項目の説明：防災拠点漁港（全4漁協）として、耐震岸壁の整備を行った漁港数		

2 漁業種類別の取組

2-1 底びき網漁業（エビ・カニ類、アナゴ、アサリ等）

- ・ 漁業調整規則等の公的管理措置の遵守の徹底および漁業者の自主的な資源管理の取組を支援することにより、水産資源の維持・増大を図ります。
- ・ 漁業者を中心とした資源管理に資するよう、アナゴ、シャコなど底びき網で漁獲される水産資源の評価を行います。
- ・ 小型底びき網漁業の重要な漁獲対象であるアサリの資源回復に取り組みます（2-7アサリ漁業に関連記述）。
- ・ 漁業者が効率的な資源管理に取り組めるよう、その経営に関する研究・指導を行います。
- ・ 資源増殖について要望があるクルマエビ、ヨシエビ、ガザミなどについて、栽培漁業基本計画に沿って、効率的、効果的な栽培漁業を推進します。
- ・ 異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済やセーフティーネット*への加入を促進します。
- ・ 資源の回復を図るため、幼稚仔の成育に必要な干潟・藻場等の再生・保全等を推進します。
- ・ 県産水産物の販路確保に係る営業活動時に、安定した供給力など商品特性に係る情報を流通事業者に対して発信することで認知度を高めます。

2-2 船びき網漁業（イワシ類、イカナゴ等）

- ・ 漁業調整規則等の公的管理措置の遵守の徹底および漁業者の自主的な資源管理の取組に対する支援により、水産資源の維持・増大を図ります。
- ・ 漁業者を中心とした資源管理に資するよう、イカナゴ、イワシなど船びき網で漁獲される水産資源の評価を行います。
- ・ 伊勢湾イカナゴ情報等の情報提供により、効率的な操業や資源管理を促進します。
- ・ 複合経営や作業の効率化等により、収入の増加や経費の削減を進め、所得の向上を図ります。
- ・ 異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済やセーフティーネット*への加入を促進します。
- ・ 県産水産物の販路確保に係る営業活動時に、安定した供給力など商品特性に係る情報を流通事業者に対して発信することで認知度を高めます。
- ・ 乗組員の人手不足や高齢化を解消するため、漁業体験や漁師塾*の取組を支援し、新規就業者の定着を促進します。

2-3 まき網漁業（サバ類、イワシ類、アジ類等）

- ・ 漁業調整規則等の公的管理措置の遵守の徹底および漁業者の自主的な資源管理の取組に対する支援により、水産資源の維持・増大を図ります。
- ・ T A C 対象魚種の適切な管理に資するよう、漁獲量管理等を行い必要な措置を講じます。
- ・ 漁業者を中心とした資源管理に資するよう、三重県沿岸における漁獲対象魚種の資源評価を行います。
- ・ 沿岸漁業とまき網漁業の調整に資するため、関係者等とともに協議の機会を設けるなどして、相互理解および共存共栄を推進するとともに、まき網の操業位置情報の管理についても検討します。
- ・ 新技術の導入や作業の効率化等により、収入の増加や経費の削減を進め、所得の向上を図ります。
- ・ 異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済やセーフティーネット*への加入を促進します。
- ・ 漁業者の自主的な資源管理措置が講じられるよう指導等を行うとともに、減収等が生じた場合には、資源管理・漁業経営安定対策による支援を行います。
- ・ サバやアジなどの多獲性魚類については、県産水産物の販路確保に係る営業活動において、安定した供給力など商品特性に係る情報を流通事業者に対して発信することで認知度を高めるとともに、販売イベントでの消費喚起や漁協・生産者が取り組む流通対策を支援します。

2-4 定置網漁業（ブリ、サバ類、スルメイカ等）

- ・ 漁業調整規則等の公的管理措置の遵守の徹底および漁業者の自主的な資源管理の取組に対する支援により、水産資源の維持・増大を図ります。
- ・ T A C 対象魚種の適切な管理に資するよう、漁獲量管理等を行い必要な措置を講じます。
- ・ ブリ、アジなどの重要資源について、資源評価や持続的利用に向けた漁獲可能量の設定、来遊条件の検証等を進め、漁業者を中心とした資源管理を促進します。
- ・ 新技術の導入や作業の効率化等により、収入の増加や経費の削減を進め、所得の向上を図ります。
- ・ 漁業者が効率的な資源管理に取り組めるよう、その経営に関する研究・指導を行います。
- ・ 漁業者の自主的な資源管理措置が講じられるよう指導等を行うとともに、減収等が生じた場合には、資源管理・漁業経営安定対策による支援を行います。
- ・ 異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済やセーフティーネット*への加入を促進します。

- ・輸出品目として人気の高いブリについては、民間事業者や他県との連携を図りつつ、漁協や生産者が取り組む流通対策を支援します。
- ・乗組員の人手不足や高齢化を解消するため、漁業体験や漁師塾*の取組を支援することにより、新規就業者の定着を促進します。

2-5 一本釣り・刺し網・はえなわ漁業等（沿岸漁業） （マダイ、イセエビ、トラフグ等）

- ・漁業調整規則等の公的管理措置の遵守の徹底および漁業者の自主的な資源管理の取組を支援することにより、水産資源の維持・増大を図ります。
- ・漁業者を中心とした資源管理に資するよう、マダイ、クルマエビなど栽培漁業対象魚種に加え、イサキ、サワラなどの沿岸水産資源の評価を行います。
- ・資源増殖について要望があるマダイ、ヒラメ、トラフグ、カサゴ等について、栽培漁業基本計画に沿って、効率的、効果的な栽培漁業を推進します。
- ・イセエビ資源の積極的な増殖のため、栽培漁業実現に向けた種苗の量産技術開発や効率的な飼育技術の開発に努めます。
- ・漁獲物の付加価値向上を図るため、漁業者と地域の水産加工業者との連携や6次産業化*の取組を促進します。
- ・漁獲される水産物が多種多様であるという三重県漁業の特徴を前面に出した営業活動を通じ、流通事業者の認知度を高めます。
- ・異常な事象や不慮の事故、燃油高騰等による漁業経営への影響の緩和を図るため、経営の安定を支える漁業共済やセーフティネット*への加入を促進します。
- ・漁業体験や漁師塾*の取組を支援し、新規就業者の定着を促進します。
- ・漁場環境の改善と水産資源の回復を図るため、干潟・藻場等の再生・保全や漁礁等の漁場造成を推進します。

2-6 海女漁業（アワビ、サザエ、ナマコ等）

- ・海女の最も重要な漁獲対象資源であるアワビの増産を図るため、需要に合わせたアワビ大型種苗の生産体制の構築や最適な放流手法の普及による回収率の向上ならびにコンクリート板による放流漁場造成効果の把握と普及による、取組地域の拡大を促進します。
- ・効果的な藻場や漁場の造成に取り組むとともに、漁場における有害生物の除去（ウニ駆除等）等、藻場や漁場の環境保全に取り組む海女等の活動を支援します。
- ・海女振興協議会の運営に協力していくとともに、海女による漁獲物の簡易加工等、海女の収入向上につながる6次産業化*に必要な情報の提供や「海女もん*」ブランドの有効活用を促進します。
- ・県産水産物の販路確保に係る営業活動時に、安定した供給力など商品特性に係る情報を流通事業者に対して発信することで認知度を高めます。

2-7 アサリ漁業（アサリ等）

- ・操業時間、漁獲量・漁獲サイズの規制等による資源管理や、効果的な稚貝放流、食害生物の除去等、漁業者によるアサリ資源を増やす取組を支援します。
- ・県内の河口域等に発生する大量の稚貝を活用した効果的な移植放流や資源回復に向けた有効な漁獲管理が実現するよう、漁業者等で構成する「三重県アサリ協議会（事務局：漁連）」を中心に取組を進めます。
- ・干潟造成による母貝資源・浮遊幼生量の増大や貧酸素化の軽減等、干潟造成に期待される効果の評価を行います。
- ・伊勢湾全体のアサリ資源を増やすために、伊勢湾奥部で母貝の成育に適した干潟造成に取り組むとともに、河川、港湾の堆積土砂を活用した大規模干潟の造成に向けた情報収集と体制整備を行います。
- ・定期的に貝毒プランクトンのモニタリングと貝毒検査を実施します。
- ・新たな冷蔵技術やこだわりの生産方法などを導入しているブランド力を持つアサリについて、事業者に対して水産バイヤーや商談会に係る情報の提供を通じ、事業者の販売拡大に係る取組を促進します。

2-8 魚類養殖（マダイ、ブリ、マハタ等）

- ・他県産地に負けない競争力のある経営体を育成するため、協業化、企業化による規模拡大や養殖作業工程、資材購入の共同化の取組を支援します。
- ・経営体の収益性の向上と安定化につなげるため、三重県のブランド魚として位置付けられる「伊勢まだい」の取組を先例として、需要を踏まえた計画的な生産と積極的な販路開拓を促進します。
- ・魚類養殖の生産コスト低減や経営リスク軽減を図るため、低魚粉飼料の開発・普及や複合養殖の有効性の検証・導入促進に取り組みます。
- ・魚病被害の低減および消費者に安全で安心な生産物を提供するため、魚病診断の実施、投薬や疾病予防にかかる指導を実施するとともに、抗病性の向上が期待できる飼料添加物の開発等、疾病の防止、被害の軽減にかかる技術の開発および普及を推進します。
- ・赤潮による漁業被害を未然に防止するため、定期的な漁場環境モニタリングを漁業者等と連携した情報ネットワークにより、被害が予想される赤潮情報の迅速な収集と発信に努めるとともに、赤潮被害の防止・軽減にかかる調査研究を推進します。
- ・マダイやマハタ等の養殖魚のブランド化を進めるなど、養殖魚の付加価値向上による販売力の強化を図ります。
- ・輸出品目として人気の高いブリについては、民間事業者や他県との連携を図りつつ、漁協や生産者が取り組む流通対策を支援します。
- ・県産水産物の販路確保に係る営業活動時に、品質改善等の生産者の取組や安定した供給力など商品特性についての情報を流通事業者に対して発信し、県

産養殖魚の認知度向上に取り組みます。

2-9 藻類養殖（クロノリ、アオノリ等）

- ・アサクサノリ*など付加価値の向上が期待できる製品の安定生産技術の開発・指導や品質管理に必要な製品の客観的評価技術の開発に取り組みます。
- ・アサクサノリ*を含めた県産クロノリの販売戦略の構築を図ります。
- ・高水温に強いクロノリの新品種「みえのあかり」など、漁場環境に適応し、生産性の向上、年内生産量の増加が期待できる新品種の作出、普及に努めます。
- ・水温、塩分、栄養塩、プランクトン等の漁場環境情報の提供や生長状態、病害診断等により、生産を支援します。
- ・生産におけるコスト削減や品質の安定化を図るために共同加工施設の利用や協業化を推進します。
- ・伊勢湾におけるアオノリ養殖地区の拡大について検討するとともに、漁船漁業に新たにアオノリ養殖を追加した複合経営のモデルケースについて、その効果を検証します。
- ・ヒロメやアカモクなどまだまだ認知度の低い海藻を中心に、イベント等でのPRを通じて認知度を高め、生産から販売までの一貫した流通網の構築に係る取組を促進します。
- ・需要の高いヒジキや高価格の期待されるハバノリ、カヤモノリ等の養殖技術開発と普及に努めます。

2-10 貝類養殖（カキ等）

- ・カキ養殖については、地場採苗*やシングルシード*、養殖期間の短縮等の新たな養殖技術の開発・普及に取り組み、生産コストとリスクの低減、生産物の高品質化につなげます。
- ・殺菌海水による浄化の徹底や、行政と生産者が連携し、漁場海域環境やカキのノロウイルス保有状況を調査し、ホームページ等で消費者に対し積極的に情報提供するなど、三重県産カキの安全・安心確保の取組を推進します。
- ・ヒオウギガイ、カキなどについて定期的に貝毒プランクトンのモニタリングと貝毒検査を実施します。
- ・定期的な貝毒検査を実施するとともに、簡易で確度の高い検査手法の開発に取り組みます。
- ・カキの養殖筏等施設を活用した、アサリ等の貝類やワカメ等の藻類の複合養殖の促進や、生産物の一次加工による付加価値向上、消費者への販売チャンネルの開拓等により、養殖経営の収益性の向上を図ります。
- ・カキなどの貝類養殖は、海域特性や種苗、養殖方法により形や味に特色を出しやすいことから、生産地域ごとの優位な特性をPRすることで、それぞれの地域の生産物のブランド化を推進していきます。

- ・カキサミット*の開催支援や首都圏等における広島県、宮城県等カキ主要生産県と連携したPRイベントの実施等、三重県の養殖カキの安全性のPRや消費拡大を図ります。
- ・国内流通については、イベントでのPRや生産者と飲食店とのマッチングを通じて事業者の販路拡大に係る取組を促進します。また、輸出については、バイヤーや海外飲食店との連携を通じて事業者の販路確保に係る取組を促進します。

2-1-1 真珠養殖（アコヤガイ）

- ・協業化、企業化による経営規模の拡大や養殖作業や資材購入等の共同化を進めることで、競争力ある事業者の育成を支援します。
- ・赤潮等による漁業被害を防止・軽減するため、真珠養殖に甚大な被害を及ぼすヘテロカプサ等の有害プランクトンの出現状況や貧酸素水塊*の発生状況の調査を養殖業者等と連携したモニタリング体制で実施し、迅速で正確な情報提供に努めます。
- ・真珠の生産性の向上のため、高品質真珠の生産が期待できる母貝*やピース貝*の種苗生産および効率的な真珠養殖技術の開発・普及を推進します
- ・伊勢志摩サミット開催により向上する知名度を活用し、消費者に真珠の魅力を伝え、購買意欲を高めるため、生産者と連携して、三重県産真珠のPR活動に取り組みます。

2-1-2 内水面漁業・養殖業（アユ、ウナギ、シジミ等）

- ・内水面資源の維持・増大に資するため、稚アユ放流やカワウ等の食害防止対策を支援するとともに、内水面漁連等の研修会において必要な情報提供を行います。また、内水面における漁場環境の保全に資するため、漁協等の取組を促進します。
- ・アユ冷水病*やコイヘルペスウイルス病*等の蔓延防止に資するため、罹病した魚の移動の制限等の措置を速やかに実施します。
- ・資源管理に参加するウナギ養殖業者に対して適正な池入れが行われるよう養殖指導等を行うとともに、飼料および燃油価格等の高騰に対応できるよう燃油高騰対策等の活用を促進します。
- ・ウナギ資源の適正な管理に資するため、産卵親ウナギの保護を推進するとともに、県内シラスウナギの採捕にあたり、採捕数量や採捕報告等の遵守を徹底します。
- ・操業日数や漁獲量制限等によるシジミ資源の資源管理や地元漁業者等が行う漁場調査に協力するなど、持続的な資源活用を推進します。
- ・県境において漁場を共有する隣県漁業者との操業等の調整を指導し、共有資源の有効活用や操業秩序の維持を推進します。

第5章 推進体制

漁業・水産業を取りまく情勢は以前から厳しいものがありましたが、第2章で記述した状況を踏まえれば、今後もその傾向が続くものと考えられます。

そのような中で、三重県の漁業者・水産業が生き残っていくためには、可能な取組を着実に、かつ、粘り強く実施していくことが求められます。

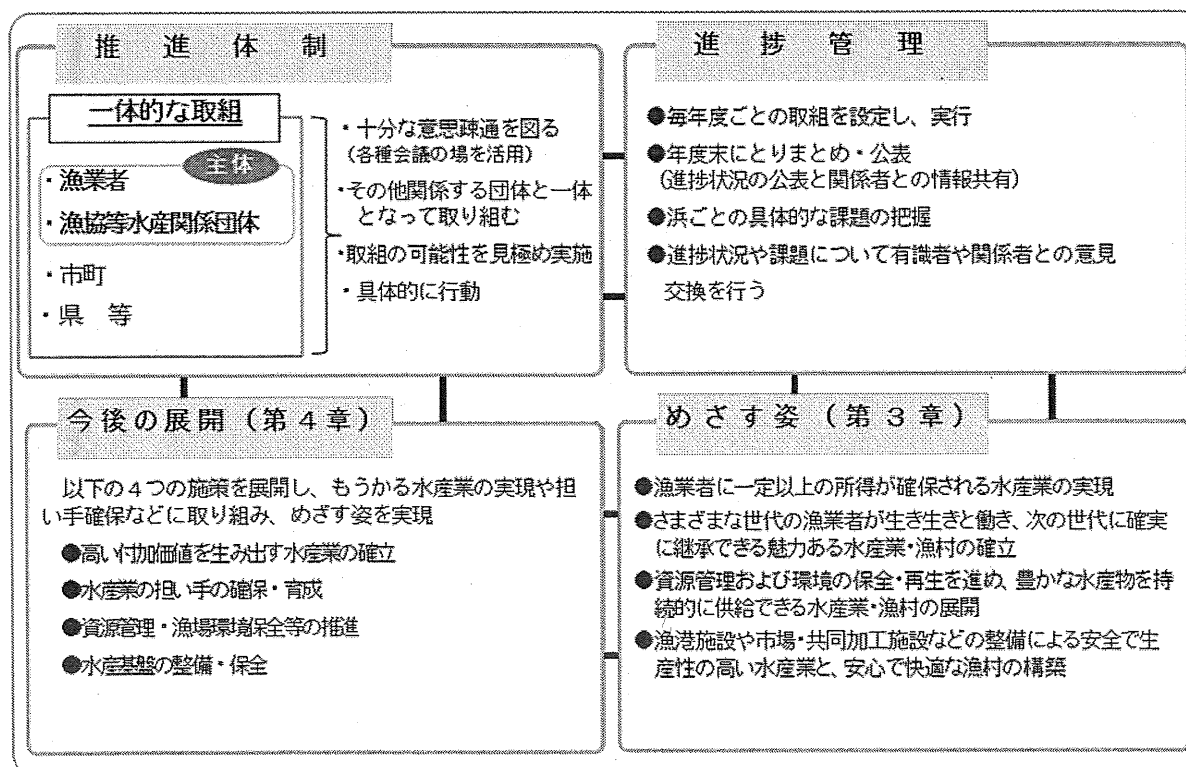
第4章に掲げる取組は、三重県の漁業の生残りに必要であり、推進していくべきと考えているものですが、具体的な取組の主体となるのはあくまで漁業者と漁協等水産関係団体です。漁業者等が主体的に取り組み、関係する団体・業界を巻き込んで、一体となって取り組んでいくことが求められています。

投入できるヒト、モノ、カネには限りがあり、以前のように余力がある時代でもありません。そのため、課題認識、対応、役割分担などについて、漁業者、漁協等水産関係団体、市町、県で意思疎通を図り、取組の可能性を見極め行っていく必要があります。既に、クロノリ、アサリ、魚類養殖などで、関係者の話し合う組織が立ち上がっており、それらの場を効果的に動かしていく必要があります。

以前から叫ばれて久しい、水産業をはじめとする第一次産業の「衰退」や「危機的な状況」という言葉ですが、それらから脱し、数年後のため、将来のために、今一度、目標を掲げ、具体的な取組を行っていく必要があります。

また、指針に基づく取組の進捗管理については、毎年度、有識者の意見を聴くとともに、進捗状況の公表や関係者との情報共有、双方向の意思疎通により、めざす姿の実現に向け、確実に進捗を図っていきます。

取組推進のイメージ図



用語の解説

A B C (アルファベット)

用語	解説
A I S (自動船舶識別装置)	(Automatic Identification System) 船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態、およびその他の安全に関する情報を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶局相互間および船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で情報の交換を行う装置。
A S C (水産養殖管理協議会) 認証	(Aquaculture Stewardship Council) 平成 22 (2010) 年に設立された国際的非営利団体の水産養殖管理協議会が、海の自然や資源に配慮した持続可能な養殖により生産された水産物に対して行う認証。過去のオリンピック等では、MSC認証*とともに使用される食材の優先調達要件となった。
B C P (事業継続計画)	(Business Continuity Plan) 災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画。
H A C C P	(Hazard Analysis and Critical Control Point) 食品製造工程の各段階で、発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント(加熱工程等)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。
I C T (情報通信技術)	(Information and Communication Technology) I T (Information Technology) とほぼ同義であるが、コンピューター関連の技術を I T、コンピューター技術の活用に着目する場合を I C T と区別して用いる場合もある。国際的には I C T が定着している。
L L P (有限責任事業組合)	(Limited Liability Partnership) 平成 17 年の「有限責任事業契約に関する法律」の施行により設立が可能となった新しい組織形態。出資者の責任が出資額に限定されるとともに、出資者が自由に組織を運営できるなどの特徴がある。地域活性化を担う地域の活動主体としても期待が高まっている。
M S C (海洋管理協議会) 認証	(Marine Stewardship Council) 平成 9 (1997) 年に設立された国際的非営利団体の海洋管理協議会が、海の自然や資源を守って獲られた持続可能な水産物に対して行う認証。過去のオリンピック等で

	は、ASC認証*とともに使用される食材の優先調達要件となった。
TAC（漁獲可能量制度）	（Total Allowable Catch） 水産資源の適切な保存・管理を進めるため、マアジ、マイワシ、サバ類など魚種ごとに年間の漁獲可能量を定める制度。

五十音

用語	解説
あ行	
アサクサノリ	昭和30年頃まで養殖されていたノリの品種。味や香りは良いが、生長が遅く、病気に弱いことなどから、成長が早く、病気に強い品種のスサビノリが養殖されるようになった。現在、アサクサノリを養殖する業者は全国的にはほとんど無く、「幻の海苔」と言われている。
海女もん	鳥羽・志摩地域の海女が採取した魚介藻類およびそれらを主な原料とする加工品につける共通ブランド名（商標取得済み）。
アユ冷水病	アユなどがかかる細菌感染症で、発症時の致死率は高い。放流後の発症に対し有効な対策はなく、河川において放流アユの大量死の原因となることがある。
か行	
カキサミット	全国のカキ生産者などが、カキ養殖の持続的発展を目的に開催するイベント。平成7年の第1回以来、隔年で開催されている。平成26年度には広島県が主催し、東京都において開催。平成28年度には三重県で開催が予定されている。
共同受注窓口みえ	授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げと受注の拡大を図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。特定非営利活動法人共同受注窓口みえが運営を行う。
コイヘルペスウイルス病	コイに特有のウイルス性疾病で、発症時の死亡率は高い。持続的養殖生産確保法に基づく伝染性疾病に指定されており、発生時には蔓延防止策等の実施が求められる。
漁業集落排水施設	漁業集落単位で整備される下水道施設。
漁港背後集落	漁港漁場整備法に指定された漁港の背後に位置する人口5,000人以下の集落。漁村の概念に近いが、港湾の背

	後集落など漁港を持たない集落が含まれない。
さ行	
栽培漁業対象魚種	種苗放流により漁業資源の増大に取り組んでいる魚介類をいう。三重県では、マダイ、ヒラメ、トラフグ、カサゴ、クルマエビ、ヨシエビ、アワビ、ナマコ等の放流が行われている。
シングルシード	1枚のホタテ貝の殻に数十個の幼生を付着させ、そのまま出荷まで育てる従来の養殖方法ではなく、稚貝の段階で一個づつ、分離した状態でかごなどに入れて育てる養殖手法。貝殻の形や身入りがより良くなるメリットがある。
水福連携	漁協や漁業者等の水産分野と福祉的就労事業所等の福祉分野が連携して、障がい者に対する漁業就労機会の提供を図る取組。
セーフティーネット	燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに、漁業者、養殖業者に補てん金を交付し、経営の安定を図る制度。加入者と国の拠出により運営される。
た行	
第五種共同漁業権	河川・湖沼の内水面について、知事が地元の内水面漁協に対して免許する共同漁業権。
地域水産業・漁村振興計画	水産業および漁村の活性化を図るため、地域の特性や実態に応じて、漁業者を中心に地域自らが目標や取組内容などを定める計画をいう。平成28年1月末現在、県内33地区で計画が策定されている。
地場採苗	養殖を行う水域において、浮遊幼生をホタテ貝殻等に付着させ、養殖に用いる稚貝を確保すること。三重県ではカキの養殖用稚貝を宮城県から購入しているが、東日本大震災発生時の稚貝供給不足をきっかけに、地場採苗が注目されている。
は行	
浜の活力再生プラン	漁村地域の活性化を図るため、地域の特性や実態に合わせて、「将来の浜のあるべき姿」「取り組むべき課題」を浜自らが考え、策定するプランで、水産庁が認定する。プランには、漁業所得の10%以上向上を盛り込む必要があり、プラン策定が、国の補助事業等の「採択要件」または「優先配慮事項」となっている。平成28年1月末現在、県内16地区で計画が策定されている（全国では485地区・平成28年1月末現在）。
浜の機能再編広域プラン (広域浜プラン)	浜の活力再生プラン*に取り組む複数の地区が漁業種類別にまとめ、浜のネットワーク化や地域全体の活性化を目指す。

	して策定する計画で、水産庁が認定する。県内では平成 28 年 1 月末現在、魚類養殖やクロノリ養殖について、計画策定が進められている(全国では 2 地区・平成 28 年 1 月末現在)。
ハラール認証	認証機関が独自に定めた基準により、宗教と食品科学の両面から、イスラム法で食べることが許されている食品や調理・加工方法等であることを保証する認証制度。宗派や宗教指導者ごとにハラール性についての解釈が異なるため、世界的な統一基準はない。
ピース貝	真珠層の形成を促す目的で、核とともに母貝*に挿入される外套膜の小片(ピース)を採取するためのアコヤガイ。母貝*やピース貝の品質が生産される真珠の品質に大きく影響するため、目的にあった選抜育種が行われている。
ヒラメクドア症	クドアと呼ばれる粘液胞子虫の寄生によるヒラメの疾病。人が感染したヒラメを食べると、一過性の嘔吐や下痢を引き起こすことがある。
貧酸素水塊	閉鎖的な水域の底層等で、海水の上下混合が滞る夏期などに、魚介類が生存できないほどに溶存酸素が低下した海水の水塊。
ファストフィッシュ	手軽・気軽においしく、水産物を食べることを可能にする商品や食べ方のことで、平成 24 年度から水産庁が公募し、「わたしたちのファストフィッシュ委員会」が審査、選定する。
母貝(真珠母貝)	真珠養殖において、真珠を作らせるためのアコヤガイ。母貝やピース貝*の品質が生産される真珠の品質に大きく影響するため、ピース貝同様、目的にあった選抜育種が行われている。
ま行	
三重県魚食リーダー	三重県魚食リーダー養成講座を受講し、三重の魚の魅力や食べ方を広く消費者等に伝えるスキルを身に付けた人材で、県が認定する。平成 27 年度に認定制度がスタートし、平成 28 年 1 月現在、19 人が認定されている。
三重テラス	平成 25 年に東京日本橋に県が開設したアンテナショップとレストラン。三重の魅力を効果的に情報発信し、観光誘客や県産品の販路拡大を行う首都圏営業拠点。
もうかる漁業創設支援事業	漁業者や地域が一体となって、省力型の漁船(改革型漁船)の導入など新しい操業体制の収益性を実証する事業。国が、燃油費代や人件費、減価償却費などの実証試験に必要な経費を漁協に助成し、漁協は対象漁船の水揚げ金により助成金を返還する。

ら行	
漁師塾	若者などの水産業への就労・就業を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う、漁協が開設する育成機関。現在、白塚、畔志賀、早田の3地区で開設されている。
6次産業化	1次産業が、加工（2次産業）や流通販売（3次産業）などを自己の経営に取り入れ一体化したり、産業間の連携を図ったりすることにより、業務展開している経営形態をあらわす言葉。

三重県水産業・漁村振興指針

発行日 平成 28 年 3 月

発行者 三 重 県

編 集 三重県農林水産部水産資源課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

TEL 059-224-2522

平成27年度包括外部監査結果に対する対応方針及び
平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果

平成28年3月
農林水産部

別冊
9

平成27年度包括外部監査結果に対する対応方針

○ 公益財団法人三重県農林水産支援センター（担い手育成課）

1. 危機管理マニュアルの遵守について(意見)	1P
2. 土地改良区等からの預かり資産について(指摘)	1P
3. 土地売渡に係る未収金について(指摘)	2P
4. 就農資金貸付会計の回収管理について(指摘)	2P
5. 申請書及び誓約書の不備について(指摘)	3P
6. 同一債務者に対する異なる債権区分について(指摘)	3P
7. 事業未収金に対する貸倒引当金の設定、回収管理について(指摘)	4P
8. 切手及び収入印紙の管理について(意見)	4P
9. 物品の現物管理について(指摘)	5P
10. 理事会及び評議員会の出席状況について(意見)	5P
11. 予算の流用について(指摘)	5P
12. 特定資産に係る要領の整備について(意見)	6P
13. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について(指摘)	6P
14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について(指摘)	6P
15. ソフトウェアのインストールについて(意見)	7P
16. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について(指摘)	7P

17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について(意見)	7P
18. 給与システムのバックアップデータ管理について(意見)	8P

○ 一般社団法人三重県畜産協会 (畜産課)

1. 畜産協会の現況と各事業の採算管理について(指摘)	9P
2. 中期計画について(意見)	9P
3. 三重県養鶏協会、三重県養豚協会事務局運營業務に係る委託料覚書について(指摘)	9P
4. 個別事業の収益性について(意見)	9P
5. 理事会の開催頻度について(指摘)	10P
6. 理事会における理事の出席状況について(意見)	11P
7. 定款と職制規程との整合性について(指摘)	11P
8. 予算の補正・流用について(指摘)	11P
9. 特定資産に係る要領の整備について(意見)	12P
10. 県内出張日当について(意見)	12P
11. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について(指摘)	12P
12. 業務システムに係るパスワードの管理について(指摘)	12P
13. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について(指摘)	13P
14. ソフトウェアのインストール権限について(意見)	13P
15. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について(指摘)	14P

16. 情報資産の一元管理、棚卸しについて(指摘)	14P
17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について(意見)	14P

平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果

1. 平成25年度新たな農業の担い手発掘事業業務委託 (担い手育成課)	
予定価格の設定にかかる積算について(意見)	15P
2. 三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務委託 (水産資源課)	
予定価格の設定にかかる積算について(意見)	15P

平成27年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
V 公益財団法人三重県農林水産支援センター		
1. 危機管理マニュアルの遵守について（意見）		
<p>支援センターでは「危機管理マニュアル」を制定し、実施する各事業の運営に当たって将来、経済的損失等の被害を蒙らないため、顕在化するおそれのあるリスクについて把握するとともに、リスクが顕在化した場合の対応等について定めており、平成24年4月1日より施行している。</p> <p>マニュアルを制定していることは評価されるものの、実際の運用面において、施行時の平成24年4月1日にリスクの洗い出し一覧表が作成されているが、それ以降は更新されておらず、リスク管理の定期的点検は制定後行われていないので、当該マニュアルの趣旨に鑑み定期点検を実施することが望ましい。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 危機管理マニュアルに基づき、リスクの洗い出し一覧表を更新しました。このリスクの洗い出し一覧表によりリスク管理の定期点検を行うとともに職員間で共有し、リスクの未然防止、発生した場合のリスク低減に努めます。</p> <p>また、リスクの洗い出し一覧表については、年度ごとにリスクの有無の検証を行い、更新することとします。</p> <p>（農林水産部） 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>
2. 土地改良区等からの預かり資産について（指摘）		
<p>支援センターは、土地改良区等から創設換地の取得依頼を受けた農用地等4件合計98,409千円の預かり資産を有している。これらの預かり資産については当初の受入時から10年以上経過しているが、売り渡されていない。土地改良区等との覚書によれば、売り渡しの交渉自体は土地改良区等が実施し、支援センターは事務手続を行い対価として手数料を受け取ることになっており、将来売り渡しが行われる限り支援センターが損害を被ることはない。しかしながら、土地改良区等との覚書の更新等、関連する事務手続が発生しており、その分の人件費等は支援センターの負担となるので、早急な売り渡しを行うよう土地改良区等に求める必要がある。</p> <p>なお、今後覚書を更新する際には、土地改良区が解散した場合に備えての所有権の帰属、管理の方法等について取り決めを行うよう土地改良区と協議することが望ましい。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 預かり資産の売渡については、土地改良区等と目標期限を設けた覚書を取り交わしていますが、引き続き早期に処分できるよう土地改良区等に対し働きかけていきます。</p> <p>また、改めて覚書を取り交わす際（覚書更新時）には、土地改良区が解散した場合に備えての取り決めについて、土地改良区と協議することとします。</p> <p>なお、平成27年度に1筆処分を行っています。</p> <p>（農林水産部） 早期処分に向けて指導するとともに、覚書更新時には、土地改良区解散時に備えての取り決めを土地改良区と協議するよう指導します。</p>	<p>公益財団法人三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>

<p>3. 土地売渡に係る未収金について (指摘)</p>	<p>支援センターは、平成 22 年 2 月に田 3 筆計 9,020 m²を 17,165 千円で個人農家に売却した。売却代金は平成 22 年 12 月から平成 30 年 12 月まで 9 回に分割して支払われる契約であり、平成 26 年度末においては、10,000 千円について支払期限が到来しているが、買主から支払われたのは 1,400 千円のみである。</p> <p>このことから農林水産支援センターは、当該契約を見直す等、以下の点について対応する必要がある。</p> <p>(1) 契約解除等の検討</p> <p>本契約では、支援センターにおいて、契約を維持するか解除するか早急に検討することが必要である。支援センター担当者は定期的に当該土地を見回っており、平成 27 年 3 月には買主と面談を行っている。今後契約どおり代金が支払われる可能性が十分に高いといえないことから、契約を解除することや、他の買主への売却や賃貸を行うこと等により当該土地を有効に利用することを検討すべきである。</p> <p>(2) 遅延損害金の請求</p> <p>契約では代金の支払いが遅延した場合、買主は年利 10.95%の遅延損害金を支払う旨定められている。遅延損害金を平成 26 年度末において算定すると、1,088 千円に上る。遅延損害金の取扱いについて、理事会等により請求を行わない場合の合理的な事由を規定する等し、それに基づいて判断すべきである。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>(1) 土地売渡について、買主からの契約維持の意思を確認していますが、今後の支払額や時期が妥当か判断するとともに、妥当性を欠く場合は契約解除等による当該土地の有効利用について検討することとします。</p> <p>(2) 遅延損害金については、契約書等に基づき請求します。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>法令、契約書等に基づき適切に対応するよう指導します。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>
<p>4. 就農資金貸付会計の回収管理について (指摘)</p>	<p>支援センターは、公益目的事業のうちの担い手育成事業（農業、水産業関係）において、新規の就農計画の認可を受けた者に対して円滑な就農準備を進める目的で、就農支援資金貸付金の制度（以下、「就農支援貸付制度」という。）を県から法律により、指定を受けて実施していた。就農支援貸付制度については既に終了しているが、現状延滞未回収先が 1 件存在しており、その処理方法で以下の 2 点が問題となっている。</p> <p>(1) 就農支援貸付制度に対する貸倒れのリスクについて</p> <p>就農支援貸付制度においては、県と就農対象者が契約を締結するのではなく、農林水産支援センターが県より資金を借入れ、それを就農対象者に貸付を行う制度であり、貸倒れのリスクは農林水産支援センターが負っている。したがって、それに応じたリスク管理の方針や、対応方法の適切な規定等が必要となる。</p> <p>現状、支援センターの担当職員が面会等を行い、遅延回収や回収の督促の対応をしているが、支援センターとしての対応方針や規程等が存在しない場合には、対応した職員の判断によるものになってしまう。また、貸倒れリスクの程度や、返済状況等が客観的に把握されにくく、リスクの管理責任の所在も曖昧になってしまう。そのため、今後、就農支援貸付制度のような支援センターが対象者に貸付を行う制度においては、資金の貸付者である県との協議のうえ、その対応方針を明確化する必要がある。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター)</p> <p>(1) 貸倒リスクのある貸付について資金の貸付者である県と十分協議のうえ、対応方針を決めていくこととします。</p> <p>(2) 未回収債権については、貸付対象者の経済状況等を確認し、適切な債権回収に努めます。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>(1) 今後、就農支援貸付金制度のような貸付制度を実施する場合は、支援センターのリスク管理の対応方針の明確化に向けて、支援センターと協議を行い、支援センターが適切な対応ができるよう指導・助言を行います。</p> <p>(2) 「三重県債権管理マニュアル」等に基づき指導・助言します。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>

<p>(2) 未回収債権の処理について</p> <p>現状延滞未回収先における未回収債権の管理については、当初の返済スケジュールから大幅に支払期間の延期をしているが、返済スケジュールの改訂（以下、「リスケジュール」という。）が存在しておらず、入金があれば、それを回収としているのみである。リスケジュールによって改訂されたあるべき回収期間が存在しないため、結果として回収可能な債権なのか回収不能な債権なのか客観的に判断できない状況となっている。</p> <p>しかし、現状の回収実績を勘案すると、債権の回収は長期間に及ぶと考えられる。</p> <p>一般的に個人貸付の場合は、貸付対象者の年齢等も考慮に入れ、その回収可能性を検討する必要があるため、貸付対象者と返済予定のリスケジュールを確認した上、回収可能分と回収不能分（回収が見込めない部分）に分けて支援センターとして把握するべきである。</p>		
<p>5. 申請書及び誓約書の不備について（指摘）</p> <p>支援センターで事業運営されている担い手育成事業（林業関係）のうち、林業基金事業助成金制度（以下、「助成金」という。）により林業作業道作設支援事業が実施されている。</p> <p>当該助成金に関連する資料を閲覧し、平成 26 年度林業基金事業助成金交付申請書（以下、「申請書」という。）及び関連資料について以下の 2 点の不備が見受けられたので、今後適切な運用が必要である。</p> <p>(1) 申請書の不備について</p> <p>平成 26 年度の最終（森林作業道作設支援事業について、県の交付通知承認後）申請書について、事業計画段階（県の交付通知承認前の未確定の段階）の申請書に支援センター側で手書修正を行うのみで、申請者からの最終申請書の提出がないものが存在した。</p> <p>また、当該申請書の基礎資料となる、林業基金事業実施精算書明細においても 9 件の手書修正が存在した。</p> <p>(2) 申請書のうち、就業者定着奨励金助成事業（以下、「助成事業」という。）に係る誓約書に係る不備について</p> <p>助成事業においては、新規（就業 1 年目～3 年目）に係る申請事業者の従業員に対して、就業支援の手当金として、申請事業者に 20 万円（内、10 万円については事業者から従業員に交付）を助成している。事業者は受領した助成金のうち、従業員への交付額を適切に交付したことを証明する資料として、従業員から受取に係る誓約書を受領し、支援センターへ提出することが必要となるが、当該誓約書に日付の記載が抜けているものが 3 件存在した。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター）</p> <p>(1) 林業基金業務実施規程に基づき、申請内容に変更がある場合は、再提出を徹底します。</p> <p>(2) 就業者定着奨励金助成事業に係る誓約書等申請書類について記載内容の確認を確実にするため、担当者を含め複数の職員がチェックすることとします。</p> <p>（農林水産部） 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>
<p>6. 同一債務者に対する異なる債権区分について（指摘）</p> <p>平成 23 年度包括外部監査では、支援センターに対し、就農支援貸付制度の就農研修資金貸付等について、債権区分の評価は貸付者ごとに行うべきであると指摘している。</p> <p>今回の監査において確認したところ、就農支援貸付制度における就農研修資金貸付と就農準備資金貸付については、債権を債務者ごとに集約して評価しており適切に処理されていた。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター）</p> <p>同一債務者に対する債権区分については、貸付債権及び貸付債権以外の債権の情報を農林水産支援センター内で共有し、債務者単位での債権評価を徹底します。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p>

<p>しかしながら、当該貸付制度以外の債権については、債務者ごとに集約していないとのことであった。平成 23 年度の包括外部監査において指摘の対象となったのは就農支援資金貸付制度の事例であったが、その趣旨は他の債権についても同様と考えられるので、債務者ごとに債権を区分する必要がある。</p>	<p>(農林水産部) 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>農林水産部</p>
<p>7. 事業未収金に対する貸倒引当金の設定、回収管理について (指摘)</p>		
<p>保有する債権についてはその回収可能性を反映した金額で評価し貸倒引当金を計上することにより、支援センターの財政状態を適切に表示し、また、貸倒引当金繰入額を計上することで、その経営成績も適切に表示する必要がある。貸付金については、貸倒引当金の見積基準が設定されており、返済が滞っている期間が 2 年未満のものについては、債務者の状況を役員、担当課長、担当職員で協議の上、総合的に判断し、原則として債権合計の 25% を貸倒引当金として計上するものとされ、また、2 年以上滞っている債権については、弁済に重大な問題が生じる可能性が認められる債権として、原則として債権合計の 50% を貸倒引当金として計上するものとされている。</p> <p>しかしながら、支援センターでは、貸付金以外の債権に対して貸倒引当金を設定していない。支援センターの事業未収金には 2 年以上回収が滞っているものが 17,380 千円含まれており、このうち 1,615 千円については、担い手支援農作業受委託貸付金で 2 年以上回収が滞っている債権として貸倒引当金を設定している債権と同一の債務者に対する債権であった。</p> <p>貸付金以外の債権についても貸付金と同様の基準により適切に貸倒引当金を計上する必要がある。貸倒引当金の計上において、勘定科目や計上区分が異なる債権であっても、同一の債務者に対する債権の回収可能性は、原則として同等に評価すべきである。</p> <p>また、支援センターの事業未収金 17,380 千円のうち、15,765 千円は土地代金未収金である。</p> <p>当該債権は、平成 22 年度に契約額 17,165 千円で発生した債権であり、平成 22 年度から平成 29 年度まで毎年 2,000 千円ずつ、平成 30 年度に残余の 1,165 千円を回収する予定であった。しかし、契約初年度から回収が滞っており、現状、1,400 千円しか回収できていない状況である。本来、金額的影響の大きい債権に回収懸念が生じた場合、適宜に状況の把握を行い、理事会等において対応方法の策定等を行う必要があると考えられる。</p> <p>今後、高額な債権が発生する契約を締結する場合、より安定した事業運営を実現させるためには、回収懸念が生じた段階での適切な措置を行い、回収管理を徹底する必要がある。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 貸付金以外の債権である事業未収金の回収に努めるとともに、事業未収金に対する貸倒引当金の設定等について、貸付金と同様の貸倒引当金の見積基準を策定し、貸倒引当金の計上を行うこととします。</p> <p>また、金額的影響の大きい債権に回収懸念が生じた場合には、対応方法の策定等を行うとともに回収管理を徹底します。</p> <p>(農林水産部) 適切な債権管理が行われるよう指導します。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>
<p>8. 切手及び収入印紙の管理について (意見)</p>		
<p>支援センターにおいては切手及び収入印紙について、出納担当者が購入・使用する都度記録するとともに現物の残数をカウントし、切手及び収入印紙を保管しているファイル内の管理簿に残数を記録している。また、事務局長が毎月現物の残数をカウントし、管理簿と一致していることを確かめて適正な管理を行うこととしている。しかしながら、今回確認したところ、毎月の棚卸しの際に事務局長の印等の証跡が残されていない。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 切手及び収入印紙の管理については、これまでと同様に、出納担当者が購入・使用する都度記録するとともに、事務局長が毎月の現物確認のうえ、押印することとしました。(平成 27 年 10 月より実施)</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p>

事務局長による毎月の現物確認の際、押印等により管理を行うことが望ましい。		
9. 物品の現物管理について（指摘）		
<p>支援センターでは、「会計規程」に基づき、10万円以上の物品を固定資産とし、固定資産管理台帳を作成して記録管理が行われている。また、5万円以上の物品については会計規程に基づいて消耗備品管理簿が作成され記録管理が行われている。</p> <p>消耗備品管理簿と現物との照合を実施したところ、消耗備品管理簿から、抹消されたPCが保管されていた。これは、買い替えを行った際等の旧PCについて、使用中のPCが故障した際の予備機として鍵付きのロッカーに保管していたためである。</p> <p>消耗備品管理簿と現物が一致していない場合、現物の管理を十分に行うことができず、紛失等のリスクが存在する。特にPCを紛失した場合には、ID、パスワードが設定されているが保存されている機密情報の漏えいにつながる可能性がある。したがって、消耗備品管理簿と現物は一致するように管理する必要がある。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 消耗備品管理簿には使用していないPCについても廃棄するまでは記載し、管理簿と現物が一致するように管理することとします。</p> <p>(農林水産部) 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>
10. 理事会及び評議員会の出席状況について（意見）		
<p>理事会は理事16名定数で構成されており、平成26年度の理事会（書面によるものは除く）における理事の出席者数は、第1回：13名、第2回：15名、第3回：13名である。</p> <p>理事会は、理事が自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。</p> <p>このため定足数を満たすだけでなく、できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることが望ましい。</p> <p>また、評議員会についても、財団の基本となる事項を決議する重要な場であることから、できる限り出席の機会を確保できるよう努力されることが望ましい。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 理事会、評議員会の開催日については、理事等の出席をお願いするために次年度の開催予定日を前年度に提示して出席をお願いしています。</p> <p>また、状況により開催日の変更も行っています。</p> <p>今後も理事会等の出席の機会の確保のため、理事等に日時を確認を行い、日程を調整するとともに理事会等への出席をお願いしていくこととします。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p>
11. 予算の流用について（指摘）		
<p>支援センターの「会計規程」では、予算の流用「予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めた場合は、この限りではない。」とされている。ただし、実務上、流用の手続が行われることはなく、理事会による補正予算の承認のみが行われていた。</p> <p>今後は少額な変更については、流用の手続を用いて適時に承認を受けるように実務を変更すべきである。流用の手続を行うことで、現状は何ら手続が行われていない12月以降の予算の変更にも対応可能になると考えられる。</p> <p>また、流用の決裁権限者は前述のように理事長とされているが、「事務決裁規程」には常務理事の決裁事項として「歳出予算の流用に関する事」が記載されている。決裁権限者が「会計規程」と整合していないため、規程間の整合性が確保できるよう、改訂を行うことが必要である。</p> <p>なお、上記「事務決裁規程」については平成27年10月20日付で改訂された。</p>	<p>(公益財団法人三重県農林水産支援センター) 予算の変更・流用については、定款及び会計規程に基づき、原則、3月に補正を行うとともに、予算の執行上必要がある場合は流用手続を行うこととします。</p> <p>なお、事務決裁規程については、規程間の整合を図るため平成27年10月に改定いたしました。</p> <p>(農林水産部) 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>

<p>12. 特定資産に係る要領の整備について（意見）</p> <p>平成 26 年度決算において林業基金引当資産 1,670,267 千円等の特定資産が貸借対照表に計上されている。</p> <p>特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされている。</p> <p>支援センターにおいては「財産の維持管理及び資産運用規則」を定め特定資産の取扱いを規定しているが、全ての特定資産について、定められてはいないので、上記実務指針の定めを網羅するように規定を整備することが望ましい。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター）</p> <p>特定資産について、基金以外の特定資産についても目的や積立ての方法など実務指針に沿った取扱要領を策定し、管理することとします。</p> <p>（農林水産部）</p> <p>適正な会計処理が行われるよう指導します。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>
<p>13. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘）</p> <p>支援センターでは、所有する個人情報の取扱いについての方針は定められており、また、コンピューターウイルス対策等個別の取組みは実施されているが、組織の有する情報資産全体に対しての情報漏えいやコンピューターウイルス等の脅威への対応を定めた、情報セキュリティに関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）が定められていなかった。</p> <p>基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、コンピューターウイルス感染等のセキュリティ事故の発生や情報の漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組みを明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター）</p> <p>情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準については、県と協議のうえ策定し、職員に周知するとともにセキュリティ対策の強化を図ることとします。</p> <p>（農林水産部）</p> <p>平成 28 年 2 月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。また、今後適宜適切な事務処理が行われるよう指導・助言を行います。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>
<p>14. 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘）</p> <p>支援センターで利用されている会計システム、給与管理システム等の業務システム利用時にはいずれも ID 及びパスワードによる認証が行われており、職員に一台ずつ貸与されている業務端末の基本ソフトウェアである Windows ログイン時には、パスワードが設定されている。しかし、各利用者によるパスワードの定期的な変更が行われていなかった。総務課、農地中間管理課で利用されている会計システム、総務課で利用されている給与システムにおいては、ユーザー ID 及びパスワードがシステム利用開始当初より変更されておらず、業務担当者の変更時もパスワードが変更されず使用されている状態であった。</p> <p>したがって、システムに係るパスワードについては、定期的に変更する等一定の方針を策定し、遵守する必要がある。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター）</p> <p>業務システムに係るパスワードの取扱いについて情報セキュリティ対策基準に明文化し、パスワードの変更については定期的に行うこととします。</p> <p>また、担当者の変更があった際には新たにパスワードを設定することとします。</p> <p>（農林水産部）</p> <p>平成 28 年 2 月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。また、今後適宜適切な事務処理が行われるよう指導・助言を行います。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>

<p>15. ソフトウェアのインストールについて（意見）</p> <p>支援センターでは、標準外のソフトウェア（業務用端末に最初からインストールされていたものではなく、インターネット上で公開されている無料のソフトウェアや市販のパッケージ）の業務上の利用について特に制限はされていないが、標準外のソフトウェアをインストールする際の手続について文書化等は行われていない。また、各個人にてソフトウェアのインストールが可能な環境であった。</p> <p>各個人が利用する業務用端末にインストールされているウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、業務上不必要なフリーソフトがインストールされたことによってコンピューターウイルスに感染し、コンピューターが利用できなくなる、情報資産が改ざんされる、情報漏えいが発生する等の可能性がある。</p> <p>したがって、業務上不必要なソフトウェアがインストールされることを防止するためのツールの導入やソフトウェアのインストールが可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 標準外のソフトウェアの業務上の利用については、情報セキュリティ対策基準に明文化し、ソフトウェアのインストールに関しては申請による必要最小限の利用とすることとします。</p> <p>（農林水産部） 平成28年2月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。また、今後適宜適切な事務処理が行われるよう指導・助言を行います。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>
<p>16. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）</p> <p>支援センターでは、各個人のデータ管理に外部記録媒体（USBメモリ）が使用されているが、これらは各職員の個人所有の物であり、使用状況が管理されていなかった。また、情報や外部記録媒体の外部持出しを行う際、管理簿等による持出し管理がされていなかった。</p> <p>こうした使用方法では、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>対策として、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況や持出し状況の管理を実施する必要がある。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 外部記録媒体の管理については、情報セキュリティ対策基準に明文化し、業務上必要なものとして外部持出しを含め管理を徹底することとします。</p> <p>（農林水産部） 平成28年2月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。また、今後適宜適切な事務処理が行われるよう指導・助言を行います。</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>
<p>17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見）</p> <p>不必要になった業務用端末等の情報資産の廃棄について、支援センターでは端末のハードディスクを物理的に破壊し、廃棄した実績があるが、この手続については明文化されていない。</p> <p>情報資産廃棄時の手続が定められていない場合、廃棄が適切に行われず、消去すべきデータを消去しなかったことによるデータ漏えい等のセキュリティ事故に発展する可能性がある。</p> <p>したがって、情報資産廃棄時の手続を定め、廃棄すべき情報資産にデータの残存がないようにすることが望ましい。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 情報資産の廃棄手続きについては、情報セキュリティ対策基準に明文化し、廃棄時には情報資産にデータが残らないよう物理的破壊あるいはデータ消去ソフトを利用した消去処理をした後廃棄することとします。</p> <p>（農林水産部） 平成28年2月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。ま</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水産支援センター</p> <p>農林水産部</p>

	た、今後適宜適切な事務処理が行われるよう指導・助言を行います。	
18. 給与システムのバックアップデータ管理について（意見）		
<p>給与システムのバックアップは、担当者が月次でシステム上のメニューより取得している。しかし、取得したバックアップデータは給与システムが稼働している業務端末上にものみ保存されている。そのため、システム障害等でリカバリの必要が出た際に、正確かつ網羅的にデータの復元ができず、業務に支障をきたす可能性がある。現状では、給与システム端末が破損した際バックアップデータも消失してしまい、データの復旧が困難になることが予想される。</p> <p>そのため、業務端末とは別にバックアップデータの保存先を複数とし、二重化しておくことが望ましい。</p>	<p>（公益財団法人三重県農林水産支援センター） 給与システムのバックアップデータの管理については、データの消失を防止するため、外付けHDDにバックアップデータを保存することとしました。 （平成 28 年 1 月）</p>	<p>公益財団法人 三重県農林水 産支援センタ ー</p>

VI 一般社団法人三重県畜産協会

1. 畜産協会の現況と各事業の採算管理について（指摘）

畜産協会においては、補助事業、受託事業の収入が減少し、人件費をまかなう収入が得られなくなっていることから、一般正味財産増減額が継続してマイナスとなっている。
この状況を改善するためには、事業ごとの収支管理を正確に実施することが必要であると考えられる。各事業を実施するために必要な費用を把握し、可能な限り効率化するとともに、収入が必要な水準に満たない場合には、畜産協会として事業を実施し得るか否かを検討することも必要である。また、長期的には会費の増額等、収入を増やす方策を検討すべきである。

（一般社団法人三重県畜産協会）
事業の採算管理について、現在行っている委託者等への実績報告を目的とした事業別収支管理に加えて、時間外労働費を含めた正確な収支管理を事業別に行うこととします。また、協会の収支改善に向けて、業務の効率化による支出の削減や収入増加策などについて検討していきます。

一般社団法人
三重県畜産協会

（農林水産部）
正確な収支管理や収支改善の取組などが的確に行われるよう助言・指導します。

農林水産部

2. 中期計画について（意見）

畜産を取り巻く環境が厳しい中、畜産協会は中期計画を策定し、活動の基本的な方向性や事業ごとの目標値等を定めている。しかし、畜産協会の財政状態や経営成績については中期計画に記載がない。
畜産協会の平成 26 年度の決算においては、一般正味財産が 3,048 千円減少し、貸借対照表には 21,136 千円計上されており、財政的には厳しい状況にあると言わざるを得ない。畜産協会においては財源に占める補助金等の割合が大きく、収益を予想することが難しい面もあるが、法人としてどのようなビジョンを定め、そのためにどのような対策を講じるべきかを中長期的な視点から明確にすることが必要と思われる。よって、財政状態や経営成績についても中期計画に盛り込み、法人の財政的基盤を充実させるよう、毎年度モニタリングしていくことが望ましい。

（一般社団法人三重県畜産協会）
協会の財政状態や経営成績について、平成 29 年度からスタートする次期中期計画に反映できるよう、検討していきます。

一般社団法人
三重県畜産協会

（農林水産部）
次期中期計画の検討に積極的に関わるとともに、財政状況等の改善に向けた取組が進むよう助言・指導します。

農林水産部

3. 三重県養鶏協会、三重県養豚協会事務局運營業務に係る委託料覚書について（指摘）

畜産協会では、三重県養鶏協会、三重県養豚協会の事務局運營業務を受託している。
当該業務の委託料収入はいずれも 960 千円である。これらの委託契約については、平成 14 年 7 月の当初契約時に、委託料を 500 千円とする旨の覚書が締結されているが、その後委託料が改定されているにも関わらず、更新された覚書が締結されていないため、適切な覚書を締結する必要がある。

（一般社団法人三重県畜産協会）
協会と三重県養鶏協会並びに三重県養豚協会との間で、改訂後の委託料に即した新たな覚書を平成 27 年 7 月 1 日付けで締結しました。

一般社団法人
三重県畜産協会

4. 個別事業の収益性について（意見）

(1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について
当事業は、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者積立金と独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「機構」という。）からの補助金により造成した基金から粗収益と生産

(1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について
（一般社団法人三重県畜産協会）
この事業は肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場

一般社団法人
三重県畜産協会

<p>費の差額の8割を補填金として交付することにより経営の安定を図る目的で行われている。</p> <p>畜産協会は、その業務等を行うための経費を機構からの補助金に加えて契約生産者からの手数料収入を充てているが、当事業の実績において、業務に要した経費の全額をまかないきれず、畜産協会の財務内容を一層悪化させる一因となっている。</p> <p>畜産協会として可能な限り、業務の効率化を進めたいと、機構への補助金増額の働きかけも進めるべきであるが、その上で最終的に生じる損失については受益者負担の見地から、契約生産者に負担を求めることも検討することが望ましい。</p> <p>(2) 豚流行性下痢 (PED) 緊急防疫体制整備事業費について</p> <p>本事業は、県内におけるPED (豚流行性下痢) の流行拡大を防ぐため、養豚場等の出入り口における車両等の消毒を徹底することでPEDウイルスの侵入を遮断し、本病の防疫体制を強化することを目的として行われた。</p> <p>本事業は国及び県の補助事業であるが、事業の申請及び取りまとめに要した人件費部分336千円は畜産協会の負担となっている。この点については県からの補助金はなくとも、畜産協会の設立目的に照らして費用を負担したものである。</p> <p>こうした畜産協会としての姿勢は、当然評価されるべきであるが、例えば県に相当の負担を求めることが望ましかったと考える。</p>	<p>合に補填金を交付するものであり、受益者負担の見地で契約生産者に負担増を求めていくことは容易ではないと考えます。このため、「1. 畜産協会の現況と各事業の採算管理について」で指摘のあった事業別収支管理と効率的な業務の執行を徹底することなどにより収支均衡を目指したいと考えています。その上で、機構への補助金増額の働きかけなど必要な対応を検討していきます。</p> <p>(農林水産部) 正確な収支管理や収支改善の取組などが的確に行われるよう助言・指導します。</p> <p>(2) 豚流行性下痢 (PED) 緊急防疫体制整備事業費について (一般社団法人三重県畜産協会) 本事業は平成26年度で終了していることから、今後、新たな補助事業等を実施 (受託) するか否かの判断が生じた際の参考とします。</p> <p>(農林水産部) 今後、補助事業等に係る制度設計を行う際の参考とします。</p>	<p>会</p> <p>農林水産部</p> <p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>
<p>5. 理事会の開催頻度について (指摘)</p> <p>理事会は理事9名定数で構成されており、平成26年度の理事会における理事の出席者数は、第1回:9名、第2回:6名、第3回:9名である。</p> <p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」によれば代表理事及び業務執行理事は3か月に1回以上自己の業務の執行の状況を理事会に報告することが義務付けられており、同但書において、定款で毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでないとしている。この点につき、畜産協会では定款に規定されておらず、第2回理事会から第3回理事会までの間隔が8か月開いているのは法令違反であり、法令に準拠して3か月に1回以上開催すべきであった。</p> <p>なお、平成27年度定時総会において定款変更決議がなされており、平成27年度以降は4か月を超える開催頻度でも問題はない。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会) 平成27年6月29日に開催した定時総会において定款を変更し、「会長理事及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告する」旨を規定しました。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>

<p>6. 理事会における理事の出席状況について（意見）</p> <p>5. に記載のとおり、各回とも定足数は充足しているが、理事会は理事にとって自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会であるので、全理事が出席の上発言の機会を確保できるように努力されることが望ましい。</p>	<p>（一般社団法人三重県畜産協会） 理事会の開催については、各理事の日程調整を行ってきたところですが、今後も全ての理事が出席できるよう日程調整を行い、出席をお願いしていくこととします。また、理事会では全理事に発言の機会が確保できるよう会議の進行に努めます。</p> <p>（農林水産部） 理事会においては、理事である畜産課長からも、各理事が積極的に発言するよう働きかけていきます。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>
<p>7. 定款と職制規程との整合性について（指摘）</p> <p>畜産協会の定款では、理事会は、重要な使用人の選任及び解任を理事に委任することができないとしている。</p> <p>一方、「職制規程」では、事務局長の任命は、専務が「立案」、会長が「決定」、理事会へ「報告」として定めている。</p> <p>組織図において事務局長は専務理事の下に位置づけられるため、定款で定める重要な使用人に該当すると思われるが、上記のとおり、任命の決定権限が定款と職制規程との間で不一致となっている。職務権限表の記載は正しくは、会長が「検証」、理事会が「承認」であると思われるので、定款に合わせて修正することが必要である。</p>	<p>（一般社団法人三重県畜産協会） 職制規程の職務権限表については、定款に合わせて改正することとし、平成 28 年 3 月 23 日に開催予定の理事会に職制規程の職務権限表の改正案を提案します。</p> <p>（農林水産部） 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>
<p>8. 予算の補正・流用について（指摘）</p> <p>畜産協会の「経理規程」には、予算の補正について、「会長理事は、予算成立後に、予算を補正する必要があるときは、補正予算を作成して理事会承認を受けなければならない。」とする条文があるが、予算に流用についての条文がない。</p> <p>畜産協会の現在の実務においては、予算の補正や流用は行われておらず、平成 26 年度の場合、平成 27 年 3 月に開催された理事会において収支決算の見込みが議案として取り上げられたのみである。予算を変更する場合には、事前に予算の補正あるいは流用の手続を行い、理事会等による承認を受ける必要がある。</p> <p>また、前述のように予算の流用については条文がないが、予算の軽微な変更についてまで補正の手続を実施することは実務的に煩雑と思われる。よって、予算の流用に関する手続を規程上に明記し、予算を変更する際に柔軟な対応ができるようにしておくべきである。</p>	<p>（一般社団法人三重県畜産協会） 予算の変更について柔軟な対応ができるよう予算の流用に関する手続きを定めることとし、平成 28 年 3 月 23 日に開催予定の理事会に予算の流用に関する条文を加えた経理規程の改正案を提案します。</p> <p>（農林水産部） 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>

<p>9. 特定資産に係る要領の整備について (意見)</p>	<p>平成 26 年度決算において特定資産のうち一般正味財産や負債を財源等とするものとして 197,458 千円が貸借対照表に計上されている。</p> <p>これらについては、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針 (その 2)」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされている。</p> <p>畜産協会では一般正味財産に係る特定資産について上記実務指針に示された事項を部分的に「経理規程」に定めているが、上記実務指針に示された事項を網羅するように規程を整備することが望ましい。なお畜産協会が有する特定資産の大部分は指定正味財産に係るものであり、事業の要綱等で取扱いが定められている。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>一般正味財産に係る特定資産の取扱を定めた各規程について、「公益法人会計基準に関する実務指針 (その 2)」に示された事項を網羅するよう改正することとし、改正案を平成 28 年 3 月 23 日に開催予定の理事会に提案します。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>
<p>10. 県内出張日当について (意見)</p>	<p>現在の「旅費支給規程」では、県内旅行等の日当の支給条件が、行程 16km 以上「または」3 時間以上であるか、行程 16km 以上「かつ」3 時間以上であるか明確ではないことから、「旅費支給規程」を適切に修正する必要がある。</p> <p>また、県では平成 21 年に「職員等の旅費に関する条例」を改正し、県内旅行については定額支給ではなく実費支給としている。畜産協会においても、県内旅行等に関し定額の日当が必要かどうかについて検討することが望ましい。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>県内旅行の日当については廃止することとし、旅費支給規程の改正案を平成 28 年 3 月 23 日に開催予定の理事会に提案します。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>
<p>11. 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について (指摘)</p>	<p>畜産協会にて所持する個人情報の取扱いについて、畜産協会では取扱方針が定められているが、情報資産全体に対しての情報漏えいやコンピューターウイルス等の脅威への対応を定めた、情報セキュリティに関する基本的な方針が定められていなかった。</p> <p>情報セキュリティに係る基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われず状況となり、コンピューターウイルス感染等のセキュリティ事故の発生や情報の漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組みを明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>情報セキュリティに関する基本方針を策定し、全職員に周知するとともに情報セキュリティに関する意識向上等に取り組みます。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>平成 28 年 2 月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。また、基本方針については、協会の実情を踏まえた的確な方針が策定されるよう指導・助言を行います。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>
<p>12. 業務システムに係るパスワードの管理について (指摘)</p>	<p>畜産協会で利用している統一電算システム等の業務システムにおいて、利用時にはいずれも ID 及びパスワードによるアクセス認証が行われている。ただし、パスワードについては設定時より同一のパスワードが利用されており、パスワードの定期的な変更、あるいは異動・離職等による業務担当者の変更時のパスワード変更が行われていなかった。</p> <p>パスワードが定期的、あるいは担当者の異動・離職の都度変更されない場合、業務を離れた職員がその後においても当該業務システムへアクセスできる可能性が残ることになる。ま</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会)</p> <p>業務システムに係るパスワードの管理については、今後策定する情報セキュリティに関する基本方針に必要な規定を明文化し、事務責任者及び業務担当者による ID・パスワード等の適切な管理を徹底するとともに、パスワードを定期的に変更すること</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p>

<p>たパスワードが漏えいした場合、漏えいした状態が継続する事により、不正アクセスの可能性が高まる。</p> <p>したがって、システムに係るパスワードについて、設定したパスワードは定期的に変更する必要がある。</p>	<p>を徹底していきます。</p> <p>(農林水産部) 平成 28 年 2 月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。また、今後適宜適切な事務処理が行われるよう指導・助言を行います。</p>	<p>農林水産部</p>
<p>13. 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について (指摘)</p>		
<p>畜産協会にて利用している会計システムは、システム利用者個人ごとにユーザーID及びパスワードを付与できるシステムであり、8 個のユーザーIDが登録されていた。このうち、3 つのユーザーIDがすでに離職した担当者のものであり、本来であれば削除あるいは使用不能にされるべきであった。</p> <p>離職や異動等で業務を離れた職員のユーザーIDが残存する事により、既に業務上権限のない職員・離職者が継続的に会計システムを利用できる状態が続き、機密情報の閲覧等の不正利用につながる可能性がある。また、利用者のいないユーザーIDを使用することにより、不正なアクセスや操作等が行われる可能性がある。</p> <p>したがって、離職者等不用なIDについては適時削除する、もしくはパスワードを変更する等により使用不可能にする必要がある。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会) 離職者・異動者の業務システムユーザーID管理については、今後策定する情報セキュリティに関する基本方針に必要な規定を明文化し、事務責任者及び業務担当者によるID・パスワード等の管理を徹底するとともに、離職者等不要なIDについて適時削除することとします。</p> <p>(農林水産部) 平成 28 年 2 月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。また、今後適宜適切な事務処理が行われるよう指導・助言を行います。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>
<p>14. ソフトウェアのインストール権限について (意見)</p>		
<p>畜産協会では、業務上必要のないソフトウェアを業務端末にインストールしないよう、また、業務上必要なソフトウェアをインストールする場合は事務局長への相談の上実施するように口頭にて周知されているが、この内容について文書化等は行われておらず、また業務上不必要なフリーソフト(インターネット上で公開されている無料のソフトウェア)のインストールを防止する対策は行われていなかった。</p> <p>ウイルス対策ソフトにより、常時ウイルスチェックが実行されているが、フリーソフトはウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のウイルスに感染している可能性がある。</p> <p>したがって、業務上不必要なソフトウェアがインストールされることを防止するためのツールの導入やソフトウェアのインストール可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。</p>	<p>(一般社団法人三重県畜産協会) 業務上必要なソフトウェアのインストールの取扱いについては、今後策定する情報セキュリティに関する基本方針に明文化し管理者の権限を明確にするとともに、職員への周知徹底を図ります。</p> <p>(農林水産部) 平成 28 年 2 月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。また、今後、適宜適切な事務処理が行われるよう指導・助言を行います。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>

<p>15. 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について（指摘）</p> <p>畜産協会では、講演会用データの持出しや各個人のデータ管理のため、外部記録媒体であるUSBメモリが使用されているが、これら外部記録媒体は各職員の個人所有の物であり、使用状況が管理されていなかった。また、外部への持出しを行う際、管理簿等による管理がされていなかった。</p> <p>その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況の把握等、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染によって、情報漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>対策として、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況や持出し状況の管理を実施すべきである。</p>	<p>（一般社団法人三重県畜産協会） USBメモリ等外部記憶媒体の使用管理・持出し管理については、今後策定する情報セキュリティに関する基本方針に明文化するとともに、管理簿を作成して管理することとします。</p> <p>（農林水産部） 平成28年2月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。また、今後適宜適切な事務処理が行われるよう指導・助言を行います。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>
<p>16. 情報資産の一元管理、棚卸しについて（指摘）</p> <p>畜産協会では業務用端末等の情報資産についてリースを利用しているが、各リース物件について導入した事業単位でリース契約書が管理されているものの、リース資産台帳等による情報資産の一元的な管理が行われていなかった。</p> <p>情報資産が適切に管理されていない場合、保護すべき情報資産の流出等が発生した場合に発見ができない、もしくは発見が遅れる可能性がある。</p> <p>したがって、管理台帳等による情報資産の一元的な管理を実施し、また定期的に台帳と現物を照合し棚卸しを実施する必要がある。</p>	<p>（一般社団法人三重県畜産協会） 情報資産に関するリース物件について、管理台帳を作成して一元的に管理することとし、定期的に台帳と現物照合を行うこととします。</p> <p>（農林水産部） 適正な事務処理が行われるよう指導します。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>
<p>17. 個人情報等を保持した機器の廃棄について（意見）</p> <p>不必要になった端末等の情報資産の廃棄時、市販のデータ消去ソフトにて端末内部のデータを削除し廃棄業者に引き渡す運用が行われているが、これについて文書化されたものはなかった。</p> <p>情報資産廃棄時の手続が、定められていない場合、廃棄手続が適切に行われず、消去すべきデータを消去しなかったことによるデータ漏えい等セキュリティ事故に発展する可能性がある。</p> <p>したがって、情報資産廃棄時の手続を定め、廃棄すべき情報資産へのデータの残存がないようにすることが望ましい。</p>	<p>（一般社団法人三重県畜産協会） 情報資産の廃棄時の取扱いについて、情報セキュリティに関する基本方針に明文化するとともに、廃棄すべき情報資産にデータの残存がないよう徹底します。</p> <p>（農林水産部） 平成28年2月に実施した、県が所管する外郭団体を対象とした研修会を通じ助言等を行いました。また、今後、適宜適切な事務処理が行われるよう指導・助言を行います。</p>	<p>一般社団法人 三重県畜産協会</p> <p>農林水産部</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
III 農林水産部		
1. 平成25年度新たな農業の担い手発掘事業業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）		
<p>競争性の働かない特命随意契約の場合、経済性の確保のため予定価格の設定にかかる積算を適切に行うことの要請がより高いと考えられる。本委託業務では、人件費単価が積算よりも委託先の見積もりが高く、逆に延べ日数は積算よりも委託先の見積もりが少なかったことから、結果として、積算と見積書の金額の差はほとんどないが、より実態に近い予定価格の積算を行うことが望まれる。</p>	<p>平成27年度における業務委託契約の予定価格の設定については、過去の契約実績や直近の見積書・実績報告書等における人件費単価や数量（日数）等も踏まえ、適切な積算を行っています。</p>	農林水産部
2. 三重県栽培漁業センターで行う種苗の生産及び供給等に関する業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）		
<p>本業務委託は委託先や業務従事者が固定される性格のものであるため、契約金額の妥当性を検証するためには作業日数を把握する必要性が高いと考えられる。県担当者は委託先を何度も訪れ本業務委託の状況確認に努めているところではあるが、今後は作業日数について今まで以上に把握し、予定価格の設定にかかる積算につき、より精度の高い見積りを行うことが望ましい。</p>	<p>平成27年度からは、これまで四半期ごとに提出を求めている遂行状況報告書に加えて、本委託業務に従事する職員の勤務内容・実績についても報告を求めることとしました。 これにより委託先から提出された報告を確認し、本委託業務に従事する職員の作業日数を適切に把握しています。</p>	農林水産部